

1 ~~製~~ ~~造~~ ~~所~~ 構造設備明細書
一般取扱所

2	事業の概要	宿泊業						
3	危険物の取扱作業の内容	給湯及び暖房用のため、ボイラーにより灯油を消費する。						
4	製造所(一般取扱所)の敷地面積	40,000 m ²						
5	建築物の構造	階数	1階	建築面積	100m ²	延べ面積	100m ²	
		壁	延焼のおそれのある外壁	鉄筋コンクリート造(耐火構造)	柱	鉄筋コンクリート造(耐火構造)	床	鉄筋コンクリート造(耐火構造)
			その他の壁	鉄筋コンクリート造(耐火構造)		は		り
		窓	なし	出入口	特定防火設備	階段	なし	
6	建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造	階数	3階	建築面積	1,000m ²	延べ面積	3,200m ²	
		建築物の構造概要		鉄筋コンクリート造(耐火構造)				
7	製造設備の概要(取扱)	ボイラー2基						
8	令第9条第1項第20号のタンク概要	燃料調整用サービスタンク900ℓ 1基						
9	配管	SGP白管	10	加圧設備	なし			
11	加熱設備	なし	12	乾燥設備	なし			
13	貯留設備	勾配側溝 ためます	14	電気設備	耐圧防爆構造			
15	換気、排出の設備	自動強制排出設備 1基	16	静電気除去設備	各機械にアースを設ける			
17	避雷設備	なし	18	警報設備	自動火災報知設備			
19	消火設備	第4種消火設備(〇〇大型消火器) 1個 第5種消火設備(〇〇消火器10型) 2個						
20	工事請負者住所氏名	〇〇県〇〇市〇町〇丁目〇番〇号 〇〇建設株式会社 〇〇〇〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇						

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

[構造明細書記載要領]

- 1 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- 2 事業の概要は、製造所等が設置されている事業所の事業内容を記入する。
(例) 塗料の製造を行う。宿泊業。食品工場。
- 3 危険物の取扱作業の内容は、危険物の取扱い及びこれに伴う貯蔵等の概要を記入する。
(例) 溶剤、顔料等を混合し塗料(危険物)を製造する。
1階機械室に、軽油を燃料とする非常用発電機を設置する。
- 4 製造所(一般取扱所)の敷地面積は、製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入する。
- 5 建築物の構造は、製造所等(建築物の一部に製造所等を設ける場合は、製造所等に係る部分)の面積等を記入する。建築物の構造は、危険物施設の建築物の構造等について次のア～ケにより記入してください。
ア 工作物のみで、建築物がない場合は、不必要な欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄を「敷地面積」と訂正し、危険物施設の敷地面積を記入する。
イ 階数は、建築基準法施行令(以下「建基令」という。)第2条第8号に規定する階数を記入する。
ウ 建築面積は建基令第2条第2号で規定する面積を、延べ面積は建基令第2条第4号で規定する面積を記入する。
エ 壁のうち延焼のおそれのある外壁は、危政令第9条第5号に規定する部分がある場合に該当する外壁の構造を記入する。
オ その他の壁は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入してください。なお、括弧書で耐火構造、防火構造又は不燃材料の別を記入する。
カ 柱、床、はり、屋根は、該当する構造を記入してください。なお、上階を有する場合は、屋根の欄に上階の床の構造を記入する。
キ 窓は、建築基準法(以下「建基法」という。)に規定する耐火性能を記入してください。なお、窓ガラスの材質等を括弧内に記入する。
ク 出入口は、外壁部分に設けられている出入口の材質(鉄製、アルミニウム製等)及び建基法に規定する耐火性能を記入する。
ケ 階段は、構造を記入する。
- 6 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造は、製造所等が設置される建築物全体の鉄筋コンクリート造などの構造を記入する。
- 7 製造(取扱)設備の概要は、製造所等に設置される危政令第9条第1項第20号に規定するタンク(以下「20号タンク」という。)以外の主な設備の種類及び数を記入する。
多数あるため記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を添付する。
- 8 20号のタンクの概要は、製造所等に設置される20号タンクの容量及び設置数を記入する。
多数設置されているため記入できない場合は、別紙のとおりと記入し、別紙として一覧表を添付する
- 9 配管は、製造所等で使用する配管すべてについて材質、外面保護等を記入し、JIS規格番号又は材料記号を記入する。
- 10 加圧設備は、タンク又は設備内の危険物に対して外部から圧力をかける設備又は反応等により容器内部の圧力が高くなる設備のこと。記入欄には、加圧される危険物が収容される設備及び圧力等が確認できるよう簡潔に記入する。
(例) 製造所で危険物を2基の加圧混合機内で窒素により100キロパスカルに加圧する場合「かくはん混合機2基(窒素加圧100kPa)」
一般取扱所で第1石油類と第2石油類等を1基の反応釜で反応(常用圧力1.0メガパスカル)させる場合「反応釜2基(反応圧1.0MPa)」
- 11 加熱設備は、タンク又は設備内の危険物に対して、外部から加熱する設備のこと。記入欄には加熱される危険物が収納される設備、加熱温度等の状態を確認できるよう簡潔に記入する。
(例) 製造所で、第3石油類を3基のジャケット付20号タンク内で蒸気ボイラーにより80度に加熱する場合「20号タンク3基(蒸気加熱80度)」
- 12 乾燥設備は、危険物を乾燥又は蒸発(以下「乾燥」という。)させる設備機器のことで、欄には、乾燥される危険物、乾燥に用いる設備及び設置台数等を記入する。
(例) 赤外線ヒーター3基により第2石油類を乾燥させる場合「塗料(第2石油類)、赤外線ヒーター3基(乾燥室)」

- 13 貯留設備は、ためます、囲い等の拡散防止措置、油分離槽等を記入する。
- 14 電気設備は、危政令第9条第1項第17条が適用されることにより、電気設備に関する技術上の基準を定める省令（以下「電設基準」という。）に基づき設置される電気設備の種類、防爆構造の種類又は記号及び個数を記入する。ただし、電気設備が多岐にわたる場合等は、総合的に捉えて、「電気工作物に係る法令のとおり設置する。」と記入することができる。
- 15 換気、排出の設備は、換気、排出の設備に分け、種別（自然換気、強制、自動強制）、設備種類、設置台数等を記入する。
- 16 静電気除去設備は、電設基準第19条第1項に定める接地工事の種類（D種接地工事等）、静電気除去装置等の設備の種類及び設置台数を記入する。
- 17 避雷設備は、J I S A 4 2 0 1 で示される保護手法（回転球体法、保護角法、メッシュ法）及び受雷部（突針、水平導体、架空地線、避雷導体）を記入する。
なお、他の建築物等に設置されている避雷設備の保護範囲内であるため、製造所等に避雷設備を設置しない場合は、括弧書で他の建築物等の名称及び避雷設備の概要を記入する。
- 18 警報設備は、危規則第37条に規定する区分のうち、製造所等に設置されるもの及び義務又は任意の別を記入する。
- 19 消火設備は、製造所等に設置される消火設備について、危政令別表第5に規定する区分、設備名、設置数等を記入する。
(例) 第3種消火設備（二酸化炭素消火設備）全域
第4種消火設備（〇〇消火器20kg）1個、第5種消火設備（〇〇消火器10型）5個
- 20 工事請負者住所氏名は、工事請負者の住所、氏名（法人は、主たる事業所の所在地、法人名及び担当者名）及び連絡先の電話番号を記入する。